

いつか役に立つ

# 法律知識 No.70

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 征平

総務課 主幹  
(所属:福島県弁護士会)

Q

## 自転車保険加入義務

福島県では、自転車保険に入らなければならなくなつたと聞きました。私は、週末、自分のロードバイクでサイクリングすることを趣味としています。自転車の保険に加入しないといけませんか。



A

福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が令和3年度制定されました。この条例では、自転車利用者、保護者、自転車を事業に使用する事業者および自転車貸付業者に対して、自転車の運行によってほかの人の生命、身体を害してしまった場合に備えて損害を補償できる保険に加入する義務を課しています。なお、義務違反に対する罰則は定められていません。

自転車は、誰もが気軽に利用できる身近な交通手段である一方、毎年自転車利用者が加害者となる多くの自転車事故が発生し、中には、高額な賠償が必要となる事故も発生しています。賠償が実行され被害者が救済されるようにするとともに、自転車利用者の経済的負担を軽減するために、保険加入が義務付けられました。

相談者は、自分のロードバイクでサイクリングをしているとのことですので、自転車利用者に当たります。従って、自転車保険に加入する義務を負うことになります。条例に自転車保険の補償額についての定めはありません。自動車保険の特約で付帯した保険でも義務を果たしたことになるとされています。

なお、この条例では、保険加入義務を定めるだけでなく、自転車利用者に法令を遵守するように求めています。道路交通法は、自転車は原則車道を通行すること、左側通行を行うこと、二人乗り用の自転車以外では二人乗りは禁止されること、並進が禁止されること、夜間はライトを点灯することなどを定めていますが、福島県では、改めて、これらの交通ルールを守るよう呼び掛けられています。

各出張所で法律相談会を開催しています  
(各回ともに13時~16時)

開催日

- 福島出張所 12月5日(月)、令和5年1月10日(火)
- いわき出張所 12月12日(月)、令和5年1月16日(月)
- 二本松出張所 12月19日(月)、令和5年1月23日(月)

ここから下は広告です。